

足立区保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区内（以下「区内」という。）の保育施設等に就職した者が奨学金を返済するために要した費用の一部を補助することにより、就職後の経済支援を行い、保育人材の確保・定着及び離職防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設等 区内の認可保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいう。）、足立区における保育の利用等に関する条例（平成23年足立区条例第4号）第9条に定める認可外保育施設、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園をいう。）、認証保育所（東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に定めた基準を満たし、東京都の認証を受けた保育所をいう。）、小規模保育事業（児童福祉法に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に規定する小規模保育事業C型を除く。）をいう。）及び定期利用保育事業（東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）に規定する定期利用保育事業をいう。）のいずれかのうち、区立施設を除くものをいう。

(2) 常勤 次に掲げる全ての要件を満たしていることをいう。

ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が保育施設等であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。

イ 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、当該保育施設等において勤務時間が、当該保育施設等の就業規則において定められている常勤の勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上である場合に限る。）に達しているもの又は1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、保育施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

(3) 奨学金 保育士が本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表に定める名称等の借受け資金

イ 大学、短期大学又は専修学校の専門課程の就学时又は在籍時に、公の出資、募金等により、無利子又は低廉な利率で借り受けたもの（アに規定するものを除く。）

ウ 保育士として勤務を開始した後に借り受けたもので、その目的が保育の質の向上に寄与すると教育委員会が認めたもの

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- （１） 区内に存する保育施設等を運営する事業者にか常勤の保育士として雇用されていること。
- （２） 区内に存する保育施設等に勤務する保育士であること。
- （３） 自ら奨学金を返済していること。
- （４） 第5条の補助対象期間において、この要綱以外の要綱その他規程による奨学金を対象とした類似の補助制度の補助を受けていないこと。

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助対象経費は、奨学金の返済費用（遅延利息、延滞金及び振込手数料を除く。）であり、次条の補助対象期間中に補助対象者が返済した額とする。

2 補助金額は、前項の補助対象経費に相当する額とする。ただし、10万円（当該補助対象者が、基準日時点において、勤続年数が5年以上である場合にあっては、15万円）を限度とする。

3 前項に規定する基準日とは、申請する年度の前年度の3月31日とする。

4 第2項に規定する勤続年数については、同一事業者が運営する区内の保育施設等に、基準日時点で引き続き勤務している期間により算定する。この場合において、保育施設等を異にして人事異動を行う等相互に密接な関係を有する2以上の事業者があるときは、当該2以上の事業者は、同一事業者とみなす。

5 前項に規定するもののほか、勤続年数の算定に当たっては、次の各号に掲げる事項を留意するものとする。

- （１） 前項に規定する勤続年数に1箇月未満の端数がある場合には、当該端数を繰り上げて1箇月として算定する。
- （２） 区内の保育施設等を退職し、再度、当該保育施設等と同一事業者が運営する区内の保育施設等に就職した場合においては、各々の勤続年数を合算することができるものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、補助対象者が次条の規定に基づき申請する日の属する年の前年の1月1日から12月31日までとする。ただし、第3条に規定する要件を満たした日が補助対象期間中である場合は当該日の属する月の翌月1日を、当該日が月の初日である場合は当該日を、それぞれ補助対象期間の始期とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が補助対象期間の途中で勤務先の保育施設等を退職した場合は、退職日が属する月の前月の末日を補助対象期間の終期とする。ただし、退職日が月の末日である場合は、当該日を補助対象期間の終期とする。

（交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教育委員会が別に定める期日までに、足立区保育士奨学金返済支援事業補助金実績報告書兼交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 在職証明書（様式第2号）
 - (2) 前条の補助対象期間内に返済した金額が客観的に確認できる資料（貸与機関の発行する返済証明書及びその内訳が分かる資料、奨学金の返済に係る申請者名義の通帳の写しその他教育委員会が認めたものをいう。）
 - (3) 貸与機関の発行する貸与証明書又は貸与を受けていることを証明すると教育委員会が認めた資料
 - (4) 保育士証の写し
 - (5) その他教育委員会が必要と認める資料
- （交付決定及び額の確定）

第7条 教育委員会は、前条の規定による補助金の交付申請及び実績報告があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で、当該申請に係る補助対象期間の補助金について、交付の決定及び補助金の額の確定を行うものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により補助金の交付決定及び補助金額を確定したときは、その旨を足立区保育士奨学金返済支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により通知する。この場合において、補助金の交付決定及び補助金額の確定に際し、条件を付すときは、別で定める通知書により、その旨を通知することとする。

（請求及び支払）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、別に定める期日までに、足立区保育士奨学金返済支援事業補助金交付請求書兼口座振替依頼書（様式第4号）により、足立区長（以下「区長」という。）あてに請求するものとする。

- 2 区長は、前項の請求があったときは、内容を審査し、補助金を支払うものとする。

（責務）

第9条 交付決定者は、足立区の保育の質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、同一の事業者の運営する保育施設等に継続して勤務するように努めなければならない。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 教育委員会は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付に係る書類等を指定された期日に対し超過して教育委員会又は区長に提出したとき。ただし、やむを得ない理由がある場合を除く。
- (3) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、要綱その他法令に違反したとき。

- 2 教育委員会は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、足立区保育士奨学金返済支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知する。

- 3 第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長は、足立区保育士奨学金返済支援事

業補助金返還請求書（様式第6号）により、期日を定めて返還を求めるものとする。

（変更の届出）

第11条 補助金の交付申請を行った者が、補助金の交付を受けるまでに、氏名及び住所に変更が生じた場合は、変更の内容を証明する資料を添えて教育委員会に届け出なければならない。

（事業の廃止等）

第12条 教育委員会は、国等の保育人材確保策の実施状況、足立区の待機児童状況及び保育人材確保の状況に変動があった場合は、当該補助事業について廃止、縮小その他見直しを行う。

2 前項の規定により当該補助事業について見直しを行った場合、教育委員会は、必要に応じて、既に行った補助金の交付決定について、その一部又は全部を取消し、又はその内容を変更することができる。ただし、既に交付された補助金に係る部分については、この限りでない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）に定めるところによる。

（委任）

第14条 この要綱に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則（28足教子整発第418号 平成28年6月24日教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則（28足教子整発第903号 平成28年10月17日教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則（29足教子整発第389号 平成29年7月28日 教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（30足教子整発 第359号 平成30年6月19日 教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（31足教子整発 第390号 令和元年6月14日教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則（2足教子整発 第474号 令和2年7月3日教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則（3足教子私発 第825号 令和3年8月18日教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則（4足教子私発第1089号 令和4年9月20日教育長決定）

（施行期日）

1 この要綱は、決定の日から施行する。

（補助金額に関する経過措置）

2 令和4年度における第4条第2項の規定の適用については、同項中「10万円」とあるのは、「7.5万円」とする。

（補助対象期間に関する経過措置）

- 3 令和4年度における第5条第1項の規定の適用については、同項中「1月1日」とあるのは、「4月1日」とする。

付 則（5足教子私発第1394号 令和5年10月31日教育長決定）
（施行期日）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第4条の規定は、令和5年度以後に申請する補助金について適用し、同年度前に申請した補助金については、なお従前の例による。

付 則（6足教子私発第1808号 令和6年12月4日教育長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第2条関係）

名称等
足立区育英資金
生活福祉資金貸付制度・教育支援資金（教育支援費・就学支度金）
東京都母子及び父子福祉資金（修学資金・就学支度資金）
東京都育英資金
日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会